

第三日 平成二十九年六月十四日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

建設課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○建設課長（阿部悟君）

皆さん、おはようございます。

開会前に時間をいただきありがとうございます。

先日の一般質問の再質問に対する答弁に一部誤りがありましたので、ご報告いたします。

浅利議員の質問の渋滞緩和と水害防止についてのイの国道常盤バイパス四車線化についてであります。国土交通省青森河川国道事務所に再度確認したところ、内容に誤りがありましたので訂正させていただきます。

計画している工事区間は、先日私が答弁しました内容では、藤崎地区のモニュメントから常盤ローソン交差点までと申しましたが、正確には水沼地下道交差点から県道五所川原黒石線が交差する交差点までの一・七キロ区間ということになります。

なお、国交省では、過去において交通事故が多発している区間について、交通安全対策事業として実施していくということになります。

訂正してお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野呂日出男君）

なお、本件の取扱いについては、本職にご一任願います。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

去る六月九日、青森県町村議会議長会臨時総会において、役員の改選が行われ、本職が会長に選任されましたをご報告いたします。

日程第二、藤崎町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本職が指名することに決定しました。

選挙管理委員は、新谷睦男氏、加福孝二氏、藤林 茂氏、駒井義昭氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新谷睦男氏、加福孝二氏、藤林 茂氏、駒井義昭氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本職が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第一順位 佐藤一春氏、第二順位 三浦一雄氏、第三順位 木村元則氏、第四順位 浅利 淳氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第一順位 佐藤一春氏、第二順位 三浦一雄氏、第三順位 木村元則氏、第四順位 浅利 淳氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第三、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十八年度藤崎町一般会計補正予算（第七回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

専決処分した議案についてなんですけれども、十七ページの環境保全型農業直接支払交付金ということで、百七十六万円ほど減額になっておるんですけれども、これはどういう理由で減額になったのかその内容をお示ししていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。

この事業は、具体的には主にリンゴ栽培において、コンフューザーR、プラス化学合成農薬三割減に取り組んだ方に対して、エコファーマーの方でございしますが、この方たちに対して十アール当たり八千円交付する事業でございします。

平成二十八年度は、黒星病が多発したことにより農薬の散布回数がふえております。

それによりまして、当初見込んだ面積、七千二百五十一アールより二千二百六アール減ったことによりまして、百七十六万五千円減額したものでございします。以上でございします。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

三月末に専決処分したという、黒星病がふえて薬剤散布も強化すると、そして菌密度を下げるための様々な落葉などの処理等もしなければならなかったという側面もあったと理解できるんですけども、このエコファーマー、農薬三十パーセント減といたしますか、これが、今年もこういうような傾向が続くのかどうか、その辺についてどういう見通しを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

去年の黒星病の多発によりまして、防除暦が改正されまして薬剤散布の回数がふえておりますので、なかなかふえ

る要素がまだ見込まれていないという現状でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十六ページの町障がい児保育事業費補助金、百四十四万円ほど減額されているんですけれども、その減額の理由と町の障がい児保育というのは、どのような状態になっていらっしゃるものなのでしょうか。

その辺説明していただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

まず、障がい児保育と申しますのは、障がいをお持ちのお子さんを保育所で預かる場合に、それに対応した保育をするということで保育士を増員して対応するというものでございます。

町におきましては、町内二箇所の保育園で実施してございますが、二十八年度におきましては、その対象となる実績がなかったということから減額したものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

じゃ一点だけ、ページ数でいきますと二十八ページの県支出金 県補助金 財政調整交付金というような項目についてであります。

県支出分の普通調整交付金が五百二十七万円程減額になり、特別調整交付金の方が二千万円程増加になっているんですけれども、その主なる理由というのはどういうものなのでしょうか。この点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

財政調整交付金につきましては、二つに分かれております。

まず、普通調整交付金と申しますのは、保険者間の財政力の不均衡、医療費水準でありますとか所得水準、これを



調整するために交付されるものでございます。

当初予算といたしましては、前年度の実績見込み分を計上してございましたが、今回交付決定額が確定したことによりその差額分を減額したものでございます。

それから、特別調整交付金でございますが、これは県が独自の評価に基づいて算定することとなっております。

それぞれの市町村、保険者において、医療から福祉、介護、幅広い健康福祉部門の五十数項目にわたる評価をして県内四十市町村の保険者を評価する。その結果、県が各市町村に配分するという事になっているものでございます。

特別調整交付金の追加につきましては、いくら配分されるのかが全く当初の段階ではわからないことから千円の名目計上としておりましたが、今回確定したことにより追加したということでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

福祉も含めた、今聞くと五十六項目にもわたるんだということなんですけれども、主にはどういう項目、医療、介護というかあるんでしょうか。わかっている範囲でご説明願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

医療分野につきましては、医療費、給付費の推移、実績でございます。

ほかに保健事業、特定検診、そういうふうなものにどういうふうな取組みをしているのか。

福祉分野でいけば、保健師の事業いわゆる保健事業が国保だけではなくて、いろんな保健事業、どのようなものにどれだけ取組んでいるのか。あるいは民生委員が何人いるのか、そういうふうな項目もございます。

ほかに介護保険事業でいう支援事業、あるいは包括支援センター、こういうものにどのような形で取組んでいるのかというものの五十数項目でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今説明を伺いますと、これは県の支出、特別調整交付金を今後、単年度単年度でやっていくものなのか、それとも五年位のきざみでこれが制度化されていくのかその辺については何か情報なりありますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

現在のところでは、単年度単年度でございます。

今後につきましては、今のところは明確に示されたものはございませんが、来年度からの制度改革に伴って見直されることあるのかもわかりませんが、現状ではその辺まで把握してございません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定しました。

日程第七、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十八年度藤崎町水道事業会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第十号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第九、報告第十一号公営住宅使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十一号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十、報告第十二号水道料金に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

報告第十二号でありますけれども、私たちに示された資料によりますと放棄した債権の件数は八件で、放棄した債権の金額は八十万六千四百三十七円というふうに示されております。

それでこの放棄した債権の件数八件の個人と法人に分けられると思うんですけれども、その内訳というのはどういうふうになっていらっしゃるものなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

八件のうち、法人が二件、個人の方が六件です。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ま、放棄する債権ができるだけできないようにするというようなことが大事ではないかと思ってもいるんですけども、この間、調停だとか法的裁判上の手続きをふんだ上でやっていらっしゃるのかということと、この個人の六件というのはですね、破産だとかそういう手続きをとって、実際には住んでいないとか実態的な内容はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

この放棄につきましては、調停等の法的な手続きというものはとっておりません。

これはあくまでも藤崎町の債権管理条例に基づきまして、権利の放棄の規定が設けられておりますので、それに基づいて放棄したものでございます。

この六件の個人の方の実態でございますが、そのうちの一件は、生活困窮者ということでいわゆる生保を受けた方でございます。生保を受ける以前の債権につきまして放棄したものでございます。

あとの五件につきましては、死亡が一件、この方は相続人の方も相続放棄されたということでございます。

あとの四件につきましては、居所不明ということで、移転先等に督促等を送付いたしましたが返ってくるとか、なかなか移転先を調査できなかったということで放棄という件になったものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

以上で報告第十二号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十一、報告第十三号下水道使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十三号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十二、報告第十四号集排使用料に係る権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十三、報告第十五号平成二十八年度藤崎町一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十五号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十四、報告第十六号平成二十八年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十五、報告第十七号平成二十八年度藤崎町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十七号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十六、報告第十八号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十八号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十七、報告第十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十九号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

日程第十八、報告第二十号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第二十号を終わります。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

神 忠勝代表監査委員本人にかかわる議案のため、神代表監査委員より退席したい旨の申し出がありましたので退席を許可します。

休 憩 午前十時二十五分

---

再 開 午前十時二十六分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第十九、議案第二十六号藤崎町監査委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。議案第二十六号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

神 忠勝代表監査委員の入場を許可します。

休 憩 午前十時二十七分

---

再 開 午前十時二十七分



休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第二十、議案第二十七号藤崎町固定資産評価審査委員会の委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決いたします。議案第二十七号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第二十八号藤崎町固定資産評価審査委員会の委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決いたします。議案第二十八号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十八号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十二、議案第二十九号藤崎町固定資産評価審査委員会の委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十九号を採決いたします。議案第二十九号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十九号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十三、議案第三十号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十四、議案第三十一号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十五、議案第三十二号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十六、議案第三十三号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第二十七、議案第三十四号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

野呂 廣志農業委員会会長本人にかかわる議案のため、野呂 廣志農業委員会会長より退席したい旨の申し出がありましたので退席を許可いたします。

休 憩 午前十時三十一分

---

再 開 午前十時三十二分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第二十八、議案第三十五号藤崎町農業委員会の委員の選任の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

野呂 廣志農業委員会会長の入場を許可します。

休 憩 午前十時三十三分

---

再 開 午前十時三十三分

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第二十九、議案第三十六号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十、議案第三十七号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十一、議案第三十八号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十二、議案第三十九号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十三、議案第四十号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決いたします。議案第四十号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十四、議案第四十一号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十一号を採決いたします。議案第四十一号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十五、議案第四十二号藤崎町農業委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十二号を採決いたします。議案第四十二号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十二号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第三十六、議案第四十三号藤崎町いじめ問題対策審議会条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

このいじめ問題対策審議会の条例をさらに設置するという条例であります。

いじめ防止対策推進法といいますか、本法に基づいて我が町でも条例をつくることだろうと思えますけれども、その中で、対策審議会は常設の機関ではないというふうに理解しておりますけれどもこれが必要だというふうに判断するのは教育委員会だというふうに書いてあるように条文を理解しているんですけれども、その点では教育委員会の合議に基づいて具体的に設置するということを決めるのかどうかといことについてと、重大事態がその対象だと、重大事態ですね。その内容をですね、具体的に重大事態とはどういう事態なのかということをもう少しはっきり説明していただきたいと思えます。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、重大事態の判断ということで、学校からそういうふうな事案があった場合、こちらの方に提出、報告になります。それに基づきまして委員会といたしましては、その事案が重大事態にあたるかどうかという判断をいたしまして、その判断の材料といたしましては、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。



そしてもう一つは、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

こういうふうな二点がありますが、具体的な例といたしましては、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

これに基づきまして、教育委員会では学校からの報告により、事実関係を明確に調査いたしまして判断するというところでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

隣の旧浪岡町の浪岡中学校、その他仙台、茨城県だとか全国、我々が報道で知っている限りでも様々な事例が出ているわけですがけれども、重大事態、端的に言うと生命にかかわること、金品などの財産に関する刑法罰に値するような事態が起きているということなどが中心だろうと思うんですけれども。

そこでお聞きしたいんですけれども、この中に自殺を企図したというふうな言い方をしていたんですけれども未遂だとかそういうようなことも含めて対象になるんだというようなことなのか、その辺はどういうふうな理解をしていらっしゃるのかということについて、一つお聞きしたいと思います。

もう一つは、我が町には、いじめ対策協議会といますか、そういうのも実際、現在年何回かやっていますよね。これは実際どれくらいの頻度でどういう活動をやっているのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、町いじめ問題対策協議会につきましては、この四月から施行いたしまして、内容といたしましては町におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的に設置されております。内容といたしましては、関係機関の取り組み状況の意見交換又は把握。あと、いじめ防止等に関し必要と認められる事項など。

組織としては委員は十人。学校やPTA、民生児童委員、人権擁護委員、児童相談所、警察等を予定しております。会議は年一回から二回を予定しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これは町長又は教育長に聞きたいなと思っているんですけども、所感、感想でも結構だと思っているんですけども。年一回か二回、いじめ問題対策協議会といいますか、それはそれとしてあるんだと、教育委員会は教育委員会であるんだと。

そして最も重篤な事態というか、生命を自ら自殺するとかそういうようなことまで発生したような場合については、審議会を立ち上げてやるんだというふうなことなんですけれども、何かこのいじめの重篤な事態になれば、教育委員会やいじめ問題対策審議会だけが分析、答申することだけが重要になって、教育委員会や現場の校長なども含めて現

場の方が後回しになるといいますか、責任、二重三重の屋上屋を重ねているような状況があるんじゃないかという、私は思うんですけれども、その辺はどういうふうに感じていらっしゃるのか。

どんどんどんどん組織はつくっていくと、しかし実際現場にいる人やそういうふうな人の意見なりそういうものが最大級尊重される、あるいは遺族なりそういうのがこの審議会を立ち上げることに、専門家集団というようなことで早い話が心理を担当するという人、青森でいけば精神科医の意見がうつだと、思春期うつだというようなこと、医学的には否定できないんでしょうけれども、何か現場の方からだんだん離れていくようにも、屋上屋を重ねて離れていくようにも思うんですけれどもその辺はどういうような認識なんでしょうか。

本法があるからつくって当たり前なんだというふうなことなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長、平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

国民一億二千万人以上、人口は減少に入っています。

ただ、昔は小学校も中学校もどなたかいじめていれば、防波堤になった子どもたち、友人も結構私は見てきました。実際、浅利先輩も学生時代そうであったと思います。あるいは私も、小学校中学校時代そういうのも数々目にしてきました。

ただ、今はITとか子どもたちのコミュニティの希薄、親子関係の希薄も私は前からみれば高まっているのかなと、結びつきも薄くなっているとそう思っています。

そういう中で、頻繁に報道されているのは、メールでいじめされたり、非常にその人の個人の心情を傷つけてやむな

く自ら命を絶ったというのが全国で報道されているところでもございます。

もちろん浅利議員がおっしゃたように、私は現場主義ということで、町の教育委員会も武田教育長をトップに五校の校長会やらP T Aとの横の連携とか、我が町はスムーズにいらっているとそう思っております。

今回のこの条例に関しては、国でも将来にむけてしっかりした審議会をつくるべきだということで、全国おそらく千七百十九の市町村がこの審議会を立ち上げてそれにむかっていくということで、大きくなる前の審議会、そしてまた事件が大きくなる前の現場の横の連携も保つべきだという思いからこういう設置になったとそう思っております。

よって、我が町では現場を重視しながら、さらに教育委員会、学校、そして地域が密になって、いじめ問題解消のために取り組んでまいりたいとそういう考え方でございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ぜひ現場重視で、審議会だとかって具体的に条例はあっても発動するというようなことがないようにしていきたいものだなと思っております。

具体的に現場で、メールあるいはまた現在までというか、ここ数年の間ということでもよろしいですけどもメールやネットというか、こういうようなことでのいじめの実態といいますか、そういうものに類するものが我が藤崎町の小・中、小学校はそれはないと思いますけれども、中学校等について実態的にあったのかどうかその辺についてはどういう実態なのでしょう。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（武田登君）

いじめ問題については、これまでも文科省から通知が何回も出されておりますけれども、それでもなおかつ全国的には収まる傾向がありませんでした。

そのうち、対岸の火事と思われているようなところに本県でも二件の自殺という重要事態になるいじめ問題が発生しております。こういう問題起きたからではないんですけれども、このいじめ問題については、各学校に対してこれまで真剣に取り組むことを話してきておりますけれども、現場ではこれは、いじめ防止対策委員会というふうなものを学校で設置し、そして自校のいじめ問題に取り組んでいるところであります。

また、一ヶ月に一回、このいじめ対応等もですね、ひやかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれとかこういうふうないろいろな項目を設けて、これについてのいじめはなかったのかどうかアンケート調査も行っております。

ただ、アンケート調査で実態把握をすることも必要でありますけれども、これを把握した時に、今後どう取り組んでいくか、そして一旦収まったような事態になって、ここで終わるとこの間違いが起こることが多々ありますので、これを相互に和解させることも必要ですけれども、その後の経過もじゅうぶん観察してその後のいじめというようなものがないのかどうか、ないように観察していかなければならないという、こういうことが大事なんですということを現場に常に話しております。

いじめの報告は、各学校からあがってきております。そう多くはありません。

ただ、それについては各学校で問題なく対応しているという、だからこういう重要事態に陥るようなことは当町

では起こっていないということでもあります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

実態として、メールやネットを使ったですね、そういう調査結果といいますかアンケート調査の結果、そういうのはあったのかなかったのかということについてはどうなのでしょう。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（武田登君）

これは家庭の保護者からもアンケートをいただいたりしております。

ある市町村では、これを専門にチェックしているところもあります。ただ、話によると多くて、一般のものもありますので、チェックしきれない面もあるということです。費用かかっている割合には効果があまり上がらないんじゃないかということも耳にしております。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。五十嵐忍君。

○二番（五十嵐忍君）

審議会の委員の構成についてお聞きします。

医療、教育、心理、福祉等の専門家ということなんですが、悪質ないじめは、人権侵害の可能性も考えられますが、

委員に弁護士等人権問題に詳しい方に入ってもらおうという必要性はないのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

委員の構成につきましてはですね、医療、教育、心理、福祉等に関する優れた識見を有する者ということで、弘前大学の協力を得ながら人選しておりますが、一応予定といたしましては、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、学識経験者等を考えております。

また、弁護士につきましては、まだそこまで考えてはおりません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今あの五十嵐議員が聞いた、ここにこういうふうにしちゃうと、医療から一人、教育から一人、心理から一人、福祉から一人とか、などってなってるけれどもそういうふうに型どおりにいきやすいのが悪く言って悪いけれども、教育委員会のそういう傾向があるんだと思うんです。

ですから、弁護士も含めて、精神科医をそこに採用するのかどうかというのが是か非かという問題もあるんですけども、いずれにしても人権に関することでもありますし、そういう法律的に詳しいわけでありますので、弁護士の参加といいますか、そういうのはぜひ検討していただきたいということと、もう一つ、六条のですね、審議会を立ち上げてやらざるを得ないという事態が発生したときに六条の四項ですか、審議会は必要があると認めるときには、委

員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は関係者から必要な資料の説明を求めることができる。というふうになっているんですけれども、できるじゃなくて、これしなきゃいけませんよ。この五人、六人の専門家だけでやると、精神科医の意見におがしいんでねが、というような人出るわけないんですから、専門家、専門家だけで構成するとですね。資料の説明を求めることができる、というよりも求めなければならないという内容で弾力的に運用すべきだというふうにも思うんですけれども、ま、これから具体的に全国の例も参考にしながらやっていかなきゃならないんだらうと思いますけれども、いずれにしても説明を求めることができるというふうに書くのが普通でしょうけれども、実際は、意見を求めなければならないというふうに、万が一亡くなったという場合、遺族の意見も含めて求めなければならないというふうな運用の方がいいというふうに私は思うんですけれども、その辺はどういうふうな運用を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

教育長。

○教育長（武田登君）

この審議会そのものは、起こった事態に対し、第三者的に公平にこれを判断下すためにこういう構成メンバーにそれぞれの専門家に委員をお願いするということになっていると思います。

なおかつ不足な場合、今、議員がおっしゃったような関係者から意見を求めることもできるという、この審議会としてのこの起こったことに対し、公正な判断を下すための審議会であるということでもありますので、そのためには外部の関係者等の意見を求めることもあり得るということです。

○議長（野呂日出男君）



ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決いたします。議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

日程第三十七、議案第四十四号藤崎町子宝奨励条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。議案第四十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

日程第三十八、議案第四十五号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第三十九、議案第四十六号工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

工事の請負契約の議案の四十六号、食彩ときわ館増改築工事であります。

契約金額は、六億一千二十万円、約六億一千万円というようなことなんですけれども、私が聞きたいのは一つはですね、この入札についてはですね、予定価格公表型でやっているのかどうかということと、それから最低価格と申しますかそういうものが設定されているのかどうかということについてはどうでしょうか。

これについては、委員会でお聞きしたところ、設定されていないという、最低制限価格ですね、設定されていないということでありましたんですけれども、私は共同企業体でやること自体はいいと思うんですけれども、いずれにしても、もうちょっと競争が働くような状態も働いているような状態がなんかこの入札価格をみれば感じられないんですけれども、最低制限価格を設けない理由というのはどの辺にあるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答えいたします。

最低価格を設けていないことをございますけれども、最低価格を設けなくても指名審査会におきまして、きちんと

施工できる業者であるということで選定してございますので、最低価格を設けていないものでございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

工期がですね、何回も何回も説明されて三月末までというふうになっているんですけども、それに伴って工程表までまだ示されていないんでしょうけれども、仮設店舗というのを設けてやる、商売をする側からすれば、直売所にしてみればその期間が短い方がいいわけですよ。その辺仮設店舗というのをですね、半年にもわたるものを予定していらっしゃるのか、その辺入札業者も決まっているんですけども、町として考えている計画なり段取りというものがあるのかどうか、あるいは又これから示されていくのかどうかその辺はどういうふうなお考えなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

仮設店舗についてはですね、我々の今の計画では、お盆過ぎあたりからですね、仮設店舗については本契約が成立してから設置しますが、仮設店舗の営業についてはですね、お盆過ぎからを一応今のところ計画しております。

以上です

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議会の同意を得てから、いわゆる工程表もはっきりするものだと思うんですけども、期間短くしてできる限りです。ね早めに工期といいますか、完成を早めてですね、できるだけ早く、確かに行政の事業としては四月一日だとかというスタートがわかりやすいっていうか、そういうこともあるんでしょうけれども一ヶ月、二ヶ月でも早めにするとかっていうお考えはないのでしょうか。その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

まずですね一つ、スケジュールのお話でございますが、議員全員協議会の方に示しました資料の中に、一応仮設店舗の設置とかのスケジュールはお示ししてございます。

それと、できるだけ営業に支障のないように工事を行っていくというのは、当然私どももそのように考えております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第四十、議案第四十七号平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますとですね、十九ページでしょうか、一般会計の補正の。

教育のあの特別支援教育支援員報酬、一千三百二十万円ほど減額になって、臨時職員賃金一千三百七十九万円というふうなことになっているんですけれども、この特別支援教育支援員の報酬が一千三百二十万円減額になって、どういうふうな理由でこういうふうな組替えなりをしたのかということについては、どういうお考えでこういう措置をとらなければならなかったのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

はい、お答えいたします。

昨年度まで、平成二十八年度までは、この特別支援教育支援員は特別職の非常勤職員でありましたけれども、委嘱という形で雇用していましたが、今年度からは一般の非常勤職員で任用しているということから報酬から賃金へ組替えしたということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それは、働き方改革も民間でも国でもすすめている中では当然のことではないかなというふうに思うんですけれども、一般職といいますか、報酬から替えて賃金にしたというふうなことで、それらに伴って労働保険だとか共済だとか、あるいは又年次休暇だとか、そういう面での待遇面での変化というのは生じたというふうにも聞いておるんですけれども具体的にはどういうふうな内容なのか、総務課長でもよろしいし、教育委員会でもいいんですけれどもお聞きしたいと思います。

○学務課長（兵藤範明君）

今年度からですね、社会保険、厚生年金、これらが該当するようになりました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第四十一、議案第四十八号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますとですね、三十ページだと思いますけれども、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということでゼロから一千二百十五万円程になっておるわけであります。

説明書では、国民健康保険関係業務準備事業補助金というようなことで記されているんですけども、具体的にはどういうふうなことを、補助金だからばらまくわけではないんでしょうから、県一本化といいますか、国保の運営の広域化という県単位化というのをやろうとしているわけですから、その内容をお示ししていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

県域化対応業務システムの改修ということでございますが、内容といたしましては、来年度から県域化になるわけですが、例えば保険証、あるいは各市町での窓口での申請書、また証明書、こういうふうなものも統一すると、県内統一するということに合わせた資格、あるいは給付管理の業務をカスタマイズすると、使いやすく改修する、そのためのシステム改修となってございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

県の国保の運営の一本化というような問題の中にはですね、申請書だとかそういう実務的な問題もありますでしょうけれども関連してお聞きしたいんですけれども、一番大きな問題は保険料の問題といたしますか、保険料については各市町村の保険料を基にして決めていいんですよと、極端に言えばと、極端に言えばという言葉はないにしてもですね、決めることはできるんですよというようなことなんですけれども、この保険料の統一化といたしますかそういう問題についてはですね、どういう段階まで現在検討されているんでしょうか。この点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

昨年度から検討を重ねてまいりまして、一番の大きな点がこの保険料の統一でございます。

方向といたしましては、統一するということでは決定してございますが、具体的な時期、いつからという点につきましては、四十市町村の医療費水準あるいは所得水準、いろいろなもののバランス、格差がまだあるということから県で示した方針は、将来的に統一するということになっているものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

将来的に統一するというようなことで、これに関わるのが県一本化してでも基準外繰入れも理論的にはできないというふうなことだけでも、実際的には基準外繰入れも可能だというような答えも県などはしているみたいですね



ども、いずれにしても医療費水準だとかそういう水準含めてですね、統一の方向にむかうというようなことですね、その辺私としては、さまざま自治体の業務をどんどん後期高齢者医療も含めて広域化するという、利便性はあるけれども自治体の裁量そのものを失っていくという側面もあるわけでありまして。

そういう点でですね、問題を感じているところなんですけれども、その中でですね、お聞きしたいのはですね、今あの準備事業費補助金というようなことでやっているんですけれども、新聞報道によりますと、保険料についてですけれども藤崎町は下がるんだと、現状よりもですね。県の試算でいけば下がるんだという報道がされましたですね。その原因というのはですね、上がる場所もある、平内町だとかっていうのはかなり上がるような報道でありました、県の試算でありました。我が町が下がるというのは、どういうふうな試算からですね、そういうふうな試算が出たのか。その点については、どういうふうに私ども理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田整君）

お答えいたします。

ことしの二月に新聞報道されまして、当町の保険料は今よりも低くなるというふうな見込みのものが報道されてございます。あくまでも試算でありまして確定的ではございませんが、当町の保険料が低くて済むというふうなその内容でございましてけれども、医療費とそれから所得の水準が影響してございます。二十五年から二十七年の医療費指数は、県内で高い方から当町は二十五番目と、やや低い状況でございまして。所得金額が県内四十市町村中、三十九番目と非常に低くなってございます。それが大きく影響して、県内の保険料を現在のといえますか、県が今現在把握して

いる算定基準をもとに試算したところでは低いと。

ただこれが国からの公費一千七百亿円がどうなるのかということとか、指数もいっぱい変わってきます。もちろん所得自体が年度も変わります。

そういうふうなもので今後は、さらに大きく変わる可能性もあるというふうな県から報告を受けておりますが、二月の段階での低かったという理由は、所得水準が低かったというものが一番の大きな要因でございました。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第四十二、議案第四十九号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第四十三、議案第五十号平成二十九年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第四十四、議案第五十一号平成二十九年藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第四十五、議案第五十二号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決されました。

日程第四十六、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。総務産業常任委員長から、所管事務のうち会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりの特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり決定いたしました。

日程第四十七、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおりの閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり決定いたしました。

日程第四十八、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

日程第四十九、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成二十九年七月二十日、青森市において県下町村議会議員研修会、並びに弘前市において中南津軽郡町村議会議員懇談会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

次に、総務産業常任委員会の前田信一委員長ほか六名の方が、平成二十九年六月十九日から二十一日までの日程で、北海道函館市地域交流まちづくりセンター及び青森県下北ジオパークへ、また、民生教育常任委員会の藤林公正委員長ほか五名の方が、平成二十九年六月二十一日から二十三日までの日程で、神奈川県大磯町へ行政視察研修をする計

画書がそれぞれ提出されております。これに派遣したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十二分

---

地方自治法第百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 淺 利 直 志

署名議員 阿 部 祐 己